

医療保険のしおり

平成27年度指導における指摘事項 No. 1

平成27年度、中国四国厚生局鳥取事務所が実施した「保険医療機関個別指導」において指摘された事項を抜粋して掲載しますので、日常診療の参考にして下さい。

I 診療に係る事項

1 診療録

- (1) 自覚症状、他覚所見等必要事項の記載が乏しい例、又は記載がない例が認められたので改めること。
- (2) 記載内容が判読困難な例が認められたので改めること。
- (3) 診療録の記載に際し、鉛筆書き及び欄外記載の例が認められたので改めること。
- (4) 診療録に貼紙があり、元の記載内容が不明な例が認められたので改めること。
- (5) 診療録の記載を保険医以外の者が行う際に、責任の所在が明らかでない例が認められたので改めること。保険医以外の者が行う場合は、当該実施者が署名又は記名押印し、その記載を承認したことを保険医も署名又は記名押印すること。
- (6) 次の算定項目について、項目名自体が診療録に記載されていない例が認められたので改めること。

①外来管理加算

②悪性腫瘍特異物質治療管理料

③慢性疼痛疾患管理料

④外来迅速検体検査加算

⑤一般名処方加算

- (7) 診療録に算定項目が正しく記載されていない例が認められたので改めること。

例：薬剤情報提供料を「薬剤情報提供加算」と記載

診療情報提供料（I）を「情報（1）」と記載

- (8) 電子カルテの運用に際し、次の不適切な例が認められたので「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第4.2版」（平成25年10月）に基づき改めること。

①運用管理規定が定められていない。

②操作者毎にID、パスワードが付与されていない。

③パスワードについて定期的に変更していない。

2 傷病名

- (1) 非常に多数の傷病名がつけられている例、転帰が記載されていない例が認められたので改めること。
- (2) 検査、投薬等の査定を防ぐ目的でつけられた医学的な診断根拠のない傷病名（レセプト病名）が認められたので改めること。

例：動脈硬化症、頻拍症、ビタミン欠乏症

- (3) 実際には「疑い」の傷病名であるものについて、確定傷病名として記載している例が認められたので改めること。

例：糖尿病

- (4) 類似の傷病名が同一日、同一部位でつけられている例が認められたので整理すること。
- (5) 必要な部位の記載がない例が認められたので改めること。

3 基本診療料

- (1) 入院診療計画書について、次の不適切な例が認められたので改めること。

①参考様式で示されている項目を全て網羅していない。

例：本人・家族の署名欄が無い

- (2) 褥瘡対策について、次の不適切な例が認められたので改めること。

①褥瘡に関する危険因子のある患者について、褥瘡対策に係る専任の医師及び専任の看護職員が褥瘡対策の診療計画を作成していない。

- (3) 療養病棟入院基本料の算定に際し、次の不適切な例が認められたので改めること。

①医療区分の「酸素療法を実施している状態」の判定に当たり、毎月末において当該酸素療法を必要とする状態に該当しているか確認を行い、その結果を診療録等に記載していない。

- (4) 再診料の算定に際し、電話等によって、治療上の意見を求められて必要な指示をした場合において再診料を算定できるが、指導及び指示内容を記載することなく算定している例が認められたので改めること。

- (5) 地域包括診療加算の算定に際し、次の不適切な例が認められたので改めること。

①患者に対する24時間の対応の実施、夜間の連絡先についての説明がない。

4 医学管理等

- (1) 特定疾患療養管理料の算定に際し、次の不適切な例が認められたので改めること。

①対象疾患が主病でないにもかかわらず算定している。

②管理内容の要点の診療録への記載が希薄、画一的、又は毎回記載内容が同じである。

③管理内容の要点の診療録への記載を医事課職員及び看護職員が行っている。

- (2) 特定薬剤治療管理料の算定に際し、次の不適切な例が認められたので改めること。

①当該管理料を算定したことを診療録に記載していない。

②治療計画の要点を診療録に記載していない。

- (3) 悪性腫瘍特異物質治療管理料の算定に際し、治療計画の要点が診療録に記載されていない例が認められたので改めること。

- (4) 生活習慣病管理料の算定に際し、高血圧を主病とする場合にもかかわらず、糖尿病を主病とする場合として算定している例が認められたので改めること。

- (5) 入院栄養食事指導料の算定に際し、特別食を提供していない患者に入院栄養食事指導料を算定している例が認められたので改めること。

- (6) 介護支援連携指導料の算定に際し、ケアプランの写しを診療録に添付していない例が認められたので改めること。

- (7) 退院時薬剤情報管理指導料の算定に際し、提供した情報の要点が診療録に記載されていない例が認められたので改めること。